

会 議 録

1 日時

平成26年6月5日（木）

午後1時56分～午後2時45分

2 場所

名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

アイリス愛知 コスモス

3 出席者

・会長ほか委員23名（うち代理出席7名）欠席2名

・事務局（地域安全課5名）

4 議題

平成26年度愛知県交通安全実施計画について

5 議事の経過

（1）開会

○ 事務局（地域安全課主幹）

それでは定刻前ですが皆様お集まりですので、ただ今から平成26年度愛知県交通安全対策会議を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、当対策会議の会長であります大村愛知県知事からごあいさつを申し上げます。

（2）あいさつ

○ 大村知事

皆さんこんにちは。

愛知県知事の大村秀章です。

平成26年度の愛知県交通安全対策会議を開催させていただきました。

お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

常日頃から、交通安全への取組に対し、御理解と御支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、昨年、平成25年の本県における交通事故死者数は219人と、一昨年より16人の減少となりましたものの、平成15年から11年連続して全国ワースト1位という大変厳しい結果でございました。

今年に入りまして交通死亡事故が多発しておりますので、県といたしましては1月に交通死亡事故多発警報を発令して以来、啓発活動に取り組んできたところでございます。

こうした活動や皆様方の取組、そして警察の取締りなどの成果もあがっておりまして、ここ最近の死者数は昨年を下回ってはおりますが、残念ながら全国ワースト1位という状況でございます。

今年は何んとしても交通死亡事故を大きく減らして、ワースト1位を返上し、県民の皆様安心して暮らしていただくことができるようにがんばりたいと思いますので、本日御出席の皆様には引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

県におきましては、昨年6月に、国、地方自治体、大学及び民間企業で組織する「自動車安全技術プロジェクトチーム」を立ち上げ、自動車の安全技術に関する研究開発・実証実験の実施、先進安全自動車の試乗体験や講演会の開催などの取組を進めてきております。

今年度も、自動車産業の中心である愛知県として、研究開発や実証実験を積極的に支援し、全国に先駆けた取組や開発を進めていくことで交通事故の減少に大きく貢献していきたいと考えております。

さて、本日の会議でございますが、平成26年度における交通安全実施計画について、御審議をいただくことといたしております。

委員の皆様方におかれましては、県内の厳しい交通事故情勢を御理解いただき、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

さて、交通事故死者数は11年連続してワースト1位ですが、人口が740万人、車の保有台数が540万台、道路実延長も北海道を除けば、2位でありますから、死者数の実数で比較されると非常に分が悪いとも言えます。

前の河辺警察本部長や沖田警察本部長にも、実数だけで比較するとフェアではないことを強く言ってきましたが、資料にもありますとおり、人口10万人当たりでは41位、免許人口当たりでは43位でありまして、交通安全への取組については、皆様日々がんばってもらっていると思っております。

ただ、死者数の実数は動かしがたい事実でもありますので、何としても今年こそは実数でのワースト1位を返上して、その暁には、内閣府や警察庁に対して、死者の実数と10万人当たりの死者数の両方で比較されたらどうかということをしつかりと申し入れていきたい。

そのためにも何としてもワースト1位を返上しなければならないということで、何卒よろしくようお願い申し上げまして私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(3) 議事

○ 事務局（地域安全課主幹）

どうもありがとうございました。

ただいまの数字につきましては、資料1の111ページに載っておりますので御参照ください。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、愛知県交通安全対策会議運営要綱第2条第3項の規定により、会長であります知事が務めることとなっております。大村知事よろしくお願ひいたします。

○ 大村知事

それでは、私が議長となり、会議を取り進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

はじめに、愛知県交通安全対策会議運営要綱第2条第4項に規定する定足数であります、会長、委員及び特別委員の定数は合計26名で、本日の出席者は24名、欠席者は2名となっておりますので、出席者が過半数を超えておりますので、この会議は成立するということを報告いたします。

なお、本日の会議録につきましては、運営要綱第4条の規定により、出席者の中から2名の方に署名を頂くこととなっております。

この会議録署名人は、議長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

中部管区警察局長の平野和春さんよろしくお願ひします。

それから、愛知県警察本部長の木岡保雅さんにお願ひしたいと思います。

署名につきましては、のちほど、事務局が会議録を持参しますので、よろしくお願ひします。

本日、お諮り^{はか}する議題は、平成26年度の愛知県交通安全実施計画についてでございます。

それでは、事務局から説明してください。

○ 事務局（地域安全課長）

失礼いたします。

ではお手元の「平成26年度愛知県交通安全実施計画（案）」を御覧ください。

この実施計画（案）は、交通安全対策基本法第25条に基づき平成23年度に策定しました第9次愛知県交通安全計画の基本方針に従って、本年度における県内の陸上交通の安全に関し、具体的に講ずるべき施策を定めたもの

です。

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」ということで、昨今の交通情勢、11年連続で全国ワースト1位という憂慮すべき現状、そして「安全で円滑、快適な愛知の交通社会」の実現を目指すことを、知事のことばとして掲載しております。

次に、目次を御覧ください。実施計画は、ローマ数字の、

Iの平成26年度愛知県交通安全実施計画の目標

IIの愛知県の交通事故の現況

IIIの平成26年度愛知県交通安全実施計画

IVの参考

の4部構成となっております。

中心となるIIIの「平成26年度愛知県交通安全実施計画」については、10節から構成されています。

内容につきましては、平成23年度から27年度までの5か年を計画期間とする第9次愛知県交通安全計画に沿って作成しており、事故情勢等を踏まえて、本年度に取り組む内容を記載してあります。

まず、Iの「平成26年度愛知県交通安全実施計画の目標」です。

1ページをお開きください。

本年度の実施計画の目標は、「交通事故のない社会を実現することが究極の目標であるが、本県の交通事故情勢等を踏まえ、本計画に定める諸施策を確実に実施することにより、死者数をはじめ、人身事故件数、負傷者数のすべてを前年より減少させることを目標とする。」としました。

次に、3ページをお開きください。

IIの「愛知県の交通事故の現況」になります。

平成25年中の統計資料から高齢者の死亡事故の割合が高いことや交差点での死亡事故が多発していることなど、本県における死亡事故の実態を、3ページから6ページまで記載しております。

続きまして、IIIの「平成26年度愛知県交通安全実施計画」のうち、主なものについて説明します。

7ページを御覧ください。

第1節「道路交通環境の整備」は、項目1「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」を始めとする12項目からなり、歩道の整備や信号機の整備など道路交通環境を整備する内容となっております。

では、10ページを御覧ください。

項目2「通学路における交通安全対策の推進」の細目(2)「交通安全確保に関する組織横断的な推進体制の確立」です。

通学路に関しては、平成24年度は「通学路の交通安全に関するプロジェクトチーム」の設置、平成25年度は「通学路安全推進事業」において「愛知県通学路安全推進委員会」を設置し、通学路における安全対策の在り方について議論を重ねてきました。

昨年12月には、国の基本の方針として、通学路の安全確保のために推進体制を構築することなどが示されたことから、市町村に対し、「市町村通学路安全推進会議」の設置を働きかけることとしています。

また、本年度も引き続き「通学路安全推進事業」に取り組むこととし、市町村へ専門家を派遣し、調査及び助言を行います。

次に22ページを御覧ください。

項目5「効果的な交通規制等の推進」の細目(3)「より合理的な交通規制の推進」です。

昨年12月に国の有識者懇談会がとりまとめた「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえつつ、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から点検・見直しを推進します。

続きまして41ページを御覧ください。

第2節「交通安全思想の普及徹底」になります。

項目1「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」をはじめとする5項目からなり、交通安全教育や広報啓発を内容としております。

では、58ページを御覧ください。

ここでは、項目3「交通安全に関する普及啓発活動の推進」の細目(9)「思いやり意識の高揚と交通マナーを向上させる活動の推進」について、愛知県県民生活部が今年度新たに取組む内容について説明します。

59ページを御覧ください。

(4) 高齢者交通安全広報事業です。

これは、高齢者の交通事故防止を目的として、啓発イベントやラジオスポットCM、広報車の巡回による広報啓発により、高齢者及びドライバーを含めた地域住民全体の交通安全意識の向上を図ろうするものです。

また、これらの広報の素材として、交通安全川柳を県民から募集することにより、県民自らが高齢者の交通安全について考える機会をもうけます。

続いて、(5) ドライバーマナー向上推進事業です。

この事業では、「法令違反・悪質危険運転対策」と「通学路の交通安全対策」があります。

まず、ア「法令違反・悪質危険運転対策」ですが、法令違反、悪質危険運転に起因する人身事故が多い市町村において、統一イメージを用いた各種の

啓発活動を実施することにより、ドライバーに対して交通ルールの遵守を訴えようとするものです。

さらに、スーパーマーケット等と連携して、パネル展示や交通安全資器材等を活用して啓発キャンペーンを実施することとしています。

次に、イ「通学路の交通安全対策」については、児童の通学時間帯に、サイン板を使った立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材を提供することで企業の交通安全活動の支援を行うことで、通学路における交通事故の防止を図ります。

続きまして64ページを御覧ください。

第3節「安全運転の確保」になります。

項目1「運転者教育等の充実」をはじめとする7項目からなり、運転者教育、安全運転管理、運送事業者の運行管理、交通労働災害の防止や道路交通情報を内容としております。

ここでは、昨年6月に道路交通法が一部改正されたことを受けまして、今年度の取組について説明します。

まず、65ページを御覧ください。

項目1「運転者教育等の充実」の細目(4)「高齢運転者対策の充実」です。

ここでは、75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査（認知機能検査）の実効性を高める判定基準及び検査手法等とするための道路交通法施行規則の改正等を踏まえ、同検査の適切な運用の徹底を図ることとしました。

次に68ページを御覧ください。

項目2「適正な運転免許行政の推進」です。

(3) 危険運転者の排除と改善等についてです。

危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速的確に実施します。

あわせて自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めます。

この際、改正道路交通法により新設される運転免許の効力の暫定的停止制度を適切に運用することとしております。

次に69ページを御覧ください。

項目3「きめ細やかな運転者施策の推進」です。

まず、(2) イ運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底については、改正道路交通法により新設される一定の症状を呈する

病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努めます。

さらに、ウ医師との連携については、一定の病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境作り及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を強化しようとするものです。

続きまして77ページを御覧ください。

第4節「車両の安全性の確保」になります。

項目1「車両の安全性に関する基準等の改善の推進」を始めとする5項目からなり、車両自体の安全性を確保する内容となっております。

では、同じ77ページにございます項目1「車両の安全性に関する基準等の改善の推進」の細目(3)「自動車安全に係る技術開発等の支援」について説明します。

国、地方自治体、大学及び民間企業で組織する「自動車安全技術プロジェクトチーム」において、自動車安全技術に係る研究開発・実証実験や普及の取組を推進しようとするものです。

その施策として、

- ・ 自動車安全技術プロジェクトチーム会議及びワーキンググループの開催
- ・ 中堅・中小企業の技術のPR・取引先開拓のための展示会出展への支援
- ・ 安全技術搭載自動車に係る講習会及び体験試乗会の実施
- ・ 大学・企業等による自動車安全技術に係る研究会の開催

を計画しています。

続きまして82ページを御覧ください。

第5節「道路交通秩序の維持」になります。

項目1「交通の指導取締りの強化等」を始めとする3項目からなります。

まず項目1「交通の指導取締りの強化等」の細目(1)「一般道における効果的な指導取締りの強化等」です。

交通事故抑止に資する交通指導取締の一つとして、無免許運転常習者に対する取締りを強化するとともに、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等提供罪及び要求依頼同乗罪を確実に立件します。

続きまして84ページを御覧ください。

項目2「交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化」の細目(1)「専従捜査体制の強化等」です。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に当たり、危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた積極的な捜査を推進し、初動

捜査における鑑識活動の強化を図るとともに、捜査員に対する実践的な指導教養を行うことにより、捜査能力の一層の向上を図ろうとするものです。

最後に95ページを御覧ください。

第7節「損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進」になります。

項目1「自動車損害賠償保障制度の充実等」をはじめとする3項目からなり、交通事故被害者に対する支援を推進することとしております。

では97ページを御覧ください。

項目3「交通事故被害者支援の充実強化」の細目(2)「交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進」です。

(4)「交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進」では、交通違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するなど、交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努めます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度愛知県交通安全実施計画(案)について説明を終わらせていただきます。

○ 議長(大村知事)

それでは、ただ今説明していただきました平成26年度交通安全実施計画(案)につきまして、御意見又は補足等ありましたら伺いたしたいと思います。

まず、私から指名させていただいて、御意見を承ります。

最初に、交通管理者のお立場から木岡警察本部長に伺いたしたいと思います。

○ 県警本部長

警察本部長の木岡でございます。

全般的な事故の情勢につきましては、会長であります大村知事から先ほど御説明がありました。

私からは昨日現在の交通事故死者80人に見られる本県の交通死亡事故の特徴について申し上げますと、一つ目は、高齢者の事故死者数が46人で、全体の半数以上を占めており、比率が高いこと、二つ目は、交差点内における死亡事故が37件発生し、交差点関連の事故が多いこと、それに関連して、横断歩行者妨害を第一原因とした死亡事故が15件と、昨年に比べ6件増えていることが挙げられます。

高齢者と交差点関連が、愛知県での交通死亡事故のキーワードとなっております。

こうした情勢の中「平成26年度愛知県交通安全実施計画」が策定されま

すが、第9次愛知県交通安全計画に掲げる「平成27年までに交通事故による年間の24時間死者数を185人以下にする」という目標の達成は容易ではありません。

しかし、交通事故死者数は着実に減っておりますので、一層減少させていくことが出来るように私たちも努力いたしますし、皆様方にも御協力をいただきたいと思いますと考えております。

警察の本年度の計画において、取り組むべき課題を申しあげますと、一つには、国の「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえた速度規制の見直し及び交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進を図ってまいります。

二つには、環状交差点いわゆるラウンドアバウトとしての交通規制を実施すべき箇所の選定をしてまいります。

三つには、無免許運転常習者に対する取締り及び周辺者に対する捜査の徹底を図ることを進めてまいります。

これらに加えまして、道路交通法の一部改正に伴い、一定の病気等に係る運転者対策として「きめ細やかな運転者施策の推進」を新規施策として盛り込みましたので、推進を図ってまいりたいと考えております。

交通事故のない社会の実現に向けて、今後とも自治体を始め、関係機関、団体等の御協力をいただきながら、各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、児童・生徒に対する交通安全教育を担当するお立場から、野村教育長、どうぞ。

○ 教育長

愛知県教育委員会教育長の野村でございます。

始めに、児童生徒の交通事故の状況につきまして御説明をさせていただきます。

平成25年度中に、県教育委員会に報告がありました重大な事故数でございますが、小学校19、中学校8、高校生48をあわせて75名、死者数はそのうち1名でございます。

過去5年間の推移を見ても、総人数につきましては、平成22年度が98名でございますが、このときをピークに減少傾向でございます。

また、死者数につきましては、平成23年度は12名で、それ以外の年は

7名前後で推移しておりましたが、昨年度は1名という人数でございました。

さらに、事故の内訳でございますけれども、高校生の自転車乗車中の事故が27件で、これは事故総数の36%にあたります。

過去5年間の推移を見ますと、30%から40%の間で推移しております、大変心配な状況が続いているということでございます。

県教育委員会では、これまで、県立学校及び市町村教育委員会に対しまして、随時、通知等で交通安全を推進するようお願いしてまいりました。

特に、高校生の交通安全意識の向上を図るために、啓発資料の配布、交通安全指導者研修会、交通安全教育推進会議などに取り組んできたところでございます。

重大事故総数の減少傾向は、そうした取組が一定の成果を上げているものと考えておりました、今年度も引き続き、努力をしてまいりたいと考えております。

次に、通学路の交通安全対策について御説明をさせていただきます。

一昨年4月に全国で連続して発生した通学途上の交通事故を契機といたしまして、愛知県におきましては、関係部局合同で、通学路の交通安全に関するプロジェクトチームが設置されたところでございます。

プロジェクトチームによる通学路の緊急合同点検に係る取組の結果、平成26年3月末現在で、県内3,969件の危険箇所のうち、約9割について対策が実施されたと聞いております。

関係機関の皆様の御尽力により、通学路の交通安全対策を大きく前進させることができました。

この場をお借りして、御礼申し上げたいと思います。

ただ、一方では、1割強の箇所で未だ対策が施されていないとの見方もできるわけでございます。

通学路の安全対策には、道路管理者、警察などの関係機関との連携が重要となっております。

これまでの取組を通しまして、安全施設設置時の法令上の制約、交通規制実施時の地域住民の同意等、課題を抱える危険箇所があることがわかってまいりました。

必要かつ十分な対策を講じるためには、有識者による専門的知見や研究が必要とされるところでございます。

こうした課題を受けまして、本年度も継続して、2つの施策に取り組むことといたしております。

一つ目の施策は、交通安全実施計画の方針に従いまして、市町村教育委員会に対して、「通学路安全推進会議」の設置をさらに働きかけていくことで

ございます。

関係機関の連携強化を図るとともに、同会議を中心として対策を検討し、通学路の安全確保に向けた取組が着実に進行するよう、なお一層の啓発を図ってまいりたいと思っております。

二つ目の施策といたしまして、文部科学省の委託事業であります通学路安全推進事業を活用し、支援を必要とする市町村教育委員会に、道路行政、交通計画の専門家を通学路安全対策アドバイザーとして派遣することとさせていただきます。

アドバイザーは、対策の難しい危険箇所について、専門的見地から調査及び助言を行い、市町村の安全対策を支援することとなります。

以上2つの取り組みによりまして、愛知県の通学路安全対策を一層推進してまいりたいと考えております。

最後に、交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、地域、家庭、さらに関係機関の皆様の御協力が必要でございます。

今後とも、緊密な連携と御協力をお願い申し上げまして、県教育委員会からの説明とさせていただきます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、道路管理者の立場から、平井建設部長、どうぞ。

○ 建設部長

建設部長の平井でございます。

建設部では、死亡事故の約5割が交差点で発生していますことから、特に事故発生割合が高い区間を県の交通安全対策推進連絡会議で選定し、国から指定を受けた「事故危険箇所」130箇所や、直近1年間で死傷事故が急増した「緊急事故多発交差点」におきまして、用地買収を伴う交差点改良や歩道設置を行なうなどの抜本的な対策に加え、現状の交差点の中で早期に効果が期待できる対策であります、路面を赤色や青色に塗る交差点のカラー舗装や、右折ポケットの整備をひきつづき実施してまいります。

また、登下校中の児童を始め、歩行者の安全を確保するため、40人以上の児童が利用する通学路又は学校から1km以内の通学路において、歩道が未整備な区間を重点的に対策を進めています。

用地確保が困難な密集市街地などでは、路肩のカラー舗装により歩行空間を明示し注意喚起を行う対策も活用し、安全・安心な歩行空間の整備に努めてまいります。

今後も、公安委員会さんを始め、御出席の皆様方の協力をいただきながら、道路交通安全施設の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほど引き続きよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

続きまして、「自動車安全技術プロジェクトチーム」の取組について、小山産業労働部長いかがでしょうか。

○ 産業労働部長

さきほど実施計画案77ページで説明がありました「自動車安全技術プロジェクトチーム」につきましては、昨年度、本計画に位置付けられたもので、産業労働部が事務局を務めております。

資料3を御覧ください。

「1 プロジェクトチームの概要」でございますが、本プロジェクトチームは、昨年度の本計画策定直後の6月、産学行政が連携し、交通事故の抑止に向け、自動車安全技術に係る研究開発や実証実験、その支援に取り組むために設置をいたしました。

メンバーは、民間企業から、県内の完成車メーカーであるトヨタ自動車さん、三菱自動車工業さんの2社を始め、アイシン精機さん、デンソーさん等の部品メーカーを加えた6社、大学は県立大学と名大の2校、行政につきましては、国が中部運輸局と市町村は豊田市、さらに本県関係部局と県警本部で構成しております。

次に、「2 昨年度の主な取組」を御覧ください。

昨年度、PT会議は3回開催しました。

PTの下に、実働部隊として、プローブ情報活用ワーキンググループを設け、5回開催いたしました。

このワーキンググループは、実際に車が走行した位置や車速など、ブレーキやハンドル等の動きから取れる運行情報を集め、それを分析して事故原因を導き出し、道路等に施す対策を探るものです。

昨年度は、交通事故の発生と、ある程度相関の高いABS（アンチロックブレーキ）の発生回数が多い箇所を8か所抽出し、現地調査を実施した後に、

多発原因を推定し、各箇所について対策を検討いたしました。

このワーキンググループの他、県民向けの普及活動として、先進安全自動車の体験試乗会を行いました。

次に「3 本年度の主な取組」を御覧ください。

今年度、プローブ情報活用ワーキンググループでは、昨年度検討した対策を実際実施し、その結果を検証することで、より効果的な対策の検討を進めてまいります。

さらに、今年度は、新たに事故分析ワーキンググループを立ち上げ、5月29日に第1回を開催したところです。

これは、実際に起きた交通事故のデータを分析し、事故を起こさないために有効な自動車安全技術の検討を行うものです。

この他、新たに自動運転技術に係る公道走行試験の支援や、県内中堅・中小企業が持つ技術の販路拡大を図るため、首都圏で開催される展示会への出展支援、大学が持つ技術シーズと技術開発を図る中小企業のマッチングを行う研究会などを開催いたします。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、「愛知県ITS推進協議会」の取組について、植田地域振興部長いかがでしょうか。

○ 地域振興部長

地域振興部長の植田です。

私からは、愛知県ITS推進協議会における交通安全の取組について御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。

愛知県ITS推進協議会では、「安全・安心な愛知づくり」に向けた取組を進めております。

昨年度は、交通安全をテーマに、ITSの活用方策や具体化に向けた取組を検討するため、「ITS安全・安心グループ」を設置しました。

協議会の構成員に交通安全のためのITS活用方策の提案を募集し、応募された提案の具体化に向けた課題などを検討しました。

提案のあったITS活用方策は、提案集としてとりまとめ、県内市町村の交通安全担当部署等に配布し、活用を呼びかけました。

その取りまとめた提案については、資料左側の2番の表に記載をしております。

次に、資料右側の3番を御覧ください。

公益財団法人豊田都市交通研究所から提案のございました「車速センサーと電光掲示板を用いたゾーン30（さんじゅう）での速度超過対策」につきましては、全国初の取組として、今年度、刈谷市内と豊田市内のゾーン30で実証実験を行います。

これは、走行車両のスピードを車速センサーで計測し、速度を超過している車両に対して電光掲示板を使って「速度オーバー」などの警告をすることにより、速度の抑制を図るものでございます。

この実証実験は、刈谷市内では7～8月頃、豊田市内では刈谷市内の実証実験終了後に行う予定をしております。

また、提案集と実証実験につきましては、今年3月17日に行われた定例記者会見において、知事さんから御説明いただくとともに、公表を行いました。

この実証実験の成果を、生活道路における歩行者の安全・安心につなげていきたいと考えております。

○ 議長（大村知事）

続きまして、県の交通安全に関し、広報啓発を担当する立場で寺澤県民生活部長、いかがでしょうか。

○ 県民生活部長

当会議の事務局を仰せつかっております県民生活部の寺澤でございます。

本県の交通事故情勢が大変厳しい状況にございます中、第9次愛知県交通安全計画の目標を達成するために、この実施計画が担う役割には、大変大きなものがあると考えております。

私ども県民生活部では、本県の交通事故の実態を踏まえまして、交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開しまして、交通安全への広報啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、11年連続ワースト1位となっておりますことから、本県の交通死亡事故の特徴を踏まえて、ドライバーの運転マナーの向上を図っていくとともに、高齢者あるいは子どもに対する思いやり運転の意識を広めて、必ずやワースト1位を返上するという強い決意のもと取組を推進していきたいと考えております。

今年度の取組でございますが、ドライバー対策といたしまして、法令違反、

悪質危険運転に焦点を定めまして、より啓発効果を高めるという意味で、統一デザインを使いまして広報啓発活動を実施することとし、ドライバーに対し交通ルールの遵守をしっかりと訴えてまいります。

また、高齢者対策といたしまして、今年度は、高齢者の交通安全をテーマに啓発イベントの開催、ラジオスポットコマーシャルや広報車の巡回を行います。

この事業におきましては、県民一人ひとりに高齢者の交通事故防止について考える機会を作るため、交通安全川柳を広く募集することとし、優秀作品をイベントや広報に活用することを考えております。

また、従来から言われていまして、飲酒運転を根絶することや、全ての座席においてシートベルトやチャイルドシートが正しく着用されることも含めて、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

このような広報啓発活動を通じて県民の皆様の交通安全意識の高揚を図り、交通事故死者数と交通事故の減少に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは、その他の委員の方で、何か御意見や御質問等ございましたら発言していただきたいと思っております。

○ 中部管区警察局長

中部管区警察局長の平野でございます。

冒頭、知事がおっしゃったことに関しまして、資料1の111ページの表を改めて見せていただきますと、確かに知事がおっしゃいましたとおり、違った風景が見えてくる訳でございます。

ちなみに、警察部内におきましては、警察本部長が説明されましたとおり、前年との比較で死亡事故を減少させ、それが継続することによって成果を上げて行くという考え方に立っております。

そうした中で、皆様方の御協力により、実際ここ数年、大きな成果が上がってきておりますので、大変ありがたいことだと考えております。

では、なぜワーストといった見方が出てくるのかといいますと、政府の統計の仕方あるいはそれへの反応の中でということかと思われませんが、この見

方に立てば、必ずどこかがワースト1位になるということにもなってしまいます。

いずれにいたしましても、知事がおっしゃったとおり、いかにしてワースト1位を返上するかということで御努力をいただき、現実には、今年についてはそれが達成可能になってきていると思います。

引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

他になければ、私から感想も含めて申し上げますと、先ほど、ラウンドアバウトの話がありましたが、意義は分かるけれど、用地買収しなければならぬ。

県の予算で出来るのかどうか、前に言った覚えがありますが、どこかやれる場所があるのかどうか。

○ 建設部長

知事がおっしゃるとおり、用地買収を伴うものですし、交通量の多い市街地ですと色々大変なので、そこそこの交通量で買収しやすいところで、実験的にやれそうな所を探しております。

○ 議長（大村知事）

交通量が多いとダメ、市街地だと四隅に家が建っているし、そんなところがあるだろうか。

田舎になってしまう。

○ 建設部長

一つは、東海環状自動車道のスマートインターチェンジに実際にあります。知事がおっしゃるとおり、田舎に近いところですがけれども、集落があるところを選定するなどして取り組んでいきたい。

○ 議長（大村知事）

反対はしませんが、国から補助金は出ますか。

○ 建設部長

社会実験でもありますので、難しい部分ではありますが、やっていきたい。

○ 中部管区警察局長

すでに社会実験も行われており、どの程度の交通量の場合に有効であるか等について、いずれ国が基準的なものを示すと思います。

○ 議長（大村知事）

それから、キーワードは、交差点と高齢者ですね。

私も、岡崎での街頭演説の時に、交差点の角地に街宣車を止めてやったんですが、目の前の交差点で、車がスピードを落とさないで曲がるものだから自転車とぶつかりましてね。

愛知県の特徴で、交差点が広いものだから、スピードを落とさずに入ってくる問題があると思うのです。

やはり、交差点と高齢者がキーワードだと思います。

さて、他に御意見、御質問もないようでございますので、実施計画につきましては、原案どおり決定することといたしまして御異議はございませんでしょうか。

○ 各委員

「異議なし」の声

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは原案どおり決定をさせていただきたいと思います。

ただ今決定されました、計画の推進につきましては、本日御出席されました各委員の皆様方の一層の御協力をお願い申し上げ、また、県民の皆様方と一体となった取組を進めていただき、死者数はもとより、交通事故全体の減少を目指しまして、「安全で円滑、快適な愛知の交通社会」の実現を目指していきたいと考えております。

皆様には、議事の円滑な進行に御協力をいただきましたことに感謝申し上げます、これもちまして議長の務めを終わらせていただきます。

(4) 閉会

○ 事務局（地域安全課主幹）

以上で愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございました。資料等お忘れ物のないようお願いします。